

在日フィリピン人の第二世代

(2) 改正国籍法施行後の「新日系フィリピン人」のモビリティ

大阪大学 原めぐみ

1 目的

本報告の目的は、「新日系フィリピン人」の①日本国籍取得と来日の過程、②来日直後の生活実態、③来日5年後の地理的・社会的モビリティの変化について明らかにすることである。2009年に改正国籍法が施行され、それを機に、国際婚外子も日本国籍取得が可能となったが、本報告では、フィリピンで生まれ育ち、2009年前後に日本国籍を取得して来日した若者たちを「新日系フィリピン人」と定義する。

2 方法

報告者は、2008年から現在に至るまで、フィリピンと日本にルーツを持つ子ども・若者へのインタビュー調査を継続的に実施してきた。本報告の分析対象は、2009年後に来日した10代後半から30代までの30名の新日系フィリピン人である。内27名には2度目以降の追跡調査が可能となった。日本（関東、東海、関西）とフィリピン（マニラ首都圏、セブ、ダバオ）での複数地点でフィールドワークを行った。インタビューでの使用言語は主にタガログ語と英語である。

3 結果

① 日本国籍取得と来日の過程： 日本国籍取得あるいは在留資格「日本人の配偶者等」の取得は、18名がフィリピンに拠点を置く支援団体の法的援助、8名が斡旋業者の代行サービス利用によって可能となった。また、来日と最初の居住地および就労先の確保は、18名が人材派遣会社などによる斡旋、5名がフィリピン人の親族ネットワーク、3名がNGOのネットワークによる。なお、日本に住む父または母からの援助によって国籍取得をし、就労先や住居を確保したのは4名のみだった。

② 来日直後の生活実態： 調査対象者のうち28名はフィリピンでハイスクール卒業（教育年数10年）以上の学歴を持つため、来日後はすぐに就労環境に置かれる。特に、人材派遣会社による来日斡旋の場合は、渡航費などの前借りがあり、その返済のために2～3年は経済的に安定しない。職業は、工場労働、介護職、飲食業、建設作業員などである。

③ 来日5年後の地理的・社会的モビリティの変化： 追跡調査によると、来日から数年後には渡航費等の返済が終わり、その後は移民ネットワークを駆使し、日本国内で地理的移動を伴う転職を果たしたり（16名）、フィリピンへ帰国したり（6名）している。また、6名は結婚や出産を経験しており、新日系フィリピン人が早くも子育て世代に入っていることが明らかになった。

4 結論

来日から数年後の日本国内での移動によって、より良い労働環境や住環境へのモビリティの獲得が見られる。またフィリピンへの帰国後は、日本で蓄えた貯金で自営業を始めたり、大学に入学したりするケースもあり、フィリピンへの帰国は上昇移動のための実践であると言える。来日後の結婚に関しては、まだサンプルが少ないが、在日フィリピン人の第一世代に見られたような日本人との結婚ではなく、彼（女）らは移民コミュニティ内で知り合ったパートナーと結婚し、その後、共働き世帯として暮らしている。今後このようなケースが増加することが予想される。